

日本行政書士政治連盟規約施行規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、日本行政書士政治連盟（以下「日政連」という。）規約（以下「規約」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(支部組織)

第 2 条 支部は、日本行政書士政治連盟の目的を達成するため、支部規約に基づいて、必要な政治活動を行う。

2 支部規約は、各支部において定める。

3 支部長は、前項の規約を制定または改廃したときは、会長に報告するものとする。

(代議員の選出)

第 3 条 規約第 1 3 条による代議員は、支部の個人会員のうちから毎年 1 月 1 日現在における支部の会員数を基準として、各支部において選出する。

2 支部において選出する代議員の数は、支部の会員数が 200 人未満の場合は 1 人とする。200 人以上の場合には 200 で除した人数とし、余りが 0.5 を超えた場合にはさらに 1 人として選出する。

3 代議員の任期は、次期大会代議員が選出されるまでとし、その他代議員の選出に関し必要な事項は、支部が定めるものとする。

(会長、幹事及び会計監事の選任)

第 4 条 規約第 1 4 条第 2 項ただし書きによる幹事の選任は、都道府県支部から推薦された候補者を、大会の承認を得て選任するものとする。

2 会長及び会計監事の選任は、前項で選任された幹事の構成員で組織された幹事会において、本連盟の支部会員の中から会長及び会計監事候補者を選出し、大会の承認を得て選任するものとする。

3 前項の会長選出に当たっては、意見を聴くため、日本行政書士会連合会会長の出席を求めることができる。

4 第 2 項の幹事会は日本行政書士政治連盟会長が招集し、幹事会構成員の中から議長を選任して行うものとする。議長は幹事会の選考結果を大会議長に報告するものとする。

5 会長が指名する幹事は、新会長から指名の後、大会の承認を得て選任するものとする。

(会 費)

第 5 条 規約第 2 3 条第 2 項による日政連支部の会費は、1 月 1 日現在における当該都道府県支部の個人会員数を基礎として 1 人につき、1 月金 200 円とする。

(会費の納期)

第 6 条 前条の会費は、每期 3 月ごとに 6 月、9 月、12 月及び 3 月の各月末までに納入するものとする。ただし、前納してもさしつかえない。

附 則

この規則は、平成3年4月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年1月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年7月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年1月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月26日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年1月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月20日から施行する。